

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 配当所得税決定処分取消等請求上告事件

国側当事者・国

平成30年3月6日棄却・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成29年9月28日判決、本資料267号-120・順号13069)

(第一審・横浜地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成29年4月26日判決、本資料267号-67・順号13016)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	久田 訓寛

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成30年3月6日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 山崎 敏充

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 林 景一